

【第2回横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定委員会議事録】

・日 時：平成17年8月31日(水) 午後3:00～4:45

・場 所：関内駅前第二ビル 4階4E会議室

・出席者：【委員】

新保委員長、岩井委員、佐藤委員、須田委員、横山委員

次 第

1 定数確認

委員長より本選定委員会の定数確認があった。5人の委員全員の出席が得られたため、第2回横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定委員会は成立する。

2 第1回横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定委員会議事録の確定

議事に先立ち、事務局から第1回横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定委員会議事録の公開について説明があった。要旨は以下のとおり。

横浜市では「指定管理者選定委員会議事録等の取扱基準」を定め、選定の公正性・公平性・透明性を確保し、市民に対する説明責任を適切に果たすため、選定委員会の議事録等について「横浜市の積極的な情報の公表と提供に関する要綱」に基づき、公開を行うものとしている。本委員会においても内容を確認した上で、公開しなければならないので、内容を確認していただきたい。

議事録の内容について委員から承認を得られたため、第1回横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定委員会議事録案は議事録として確定した。

3 議 事 [1] 公募要項について

(1) 事務局から横浜市ホームレス自立支援施設はまかせ指定管理者公募要項について、以下の項目の説明があった。なお、公募要項の内容の詳細については公募要綱を参照のこと。

ア 指定管理者制度の趣旨

イ 施設の概要

ウ 指定管理者が行う業務

エ 応募資格

オ 指定期間

カ 経理に関する事項

キ 応募方法

- ク 選定方法
- ケ その他
- コ 各様式
- サ 業務仕様書

(2) 質疑応答

- ア 公募要項 7 ページに指定管理者は従事者に対し、個人情報保護に関する必要な研修を行わなければならないとあるが、これは市が指定した研修を受けるということか。
→ 研修を受けさせる義務について規定したものであり、もし、行政機関の実施する研修があれば、受けていただくこととなる。
- イ 業務仕様書別紙 4 に「生活指導員」とあるが、指導という言葉はふさわしくないのではないか。
→ 横浜市ホームレス自立支援施設運営要綱で職員の配置について規定しており、そこで「生活指導員」との言葉が使われているので、公募要項でもそのように記載したものである。
- ウ 総務班、生活指導員、就労専従班、看護師という分け方は、個人と組織が混じっており、おかしいのではないか。最近は「支援」という言葉が良く使われているので、支援に替えてはどうか。
→ 「総務に関すること」、「生活支援に関すること」、「就労支援に関すること」、「看護に関すること」と修正する。
- エ ホームレス自立支援施設建物の設備点検費、警備費等については福祉局が負担する
とあるが、警備費についても福祉局が負担するということで変わらないという解釈で
よいのか。
→ はまかぜと寿福祉プラザは建物としては一体であり、管理も一体で行っている。別々
で管理を行うという意見もあるが、非効率的であること及び行政機関である寿福祉プ
ラザの管理を民間団体であるはまかぜの管理者に任せてよいのかという議論もあり、
福祉局が現物で提供することとした。

(3) 決定

上記のとおり、事務局からの説明、質疑応答を経て公募要綱案は承認された。

4 議 事 [2] 評価基準について

- (1) 事務局より、横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜ指定管理者評価基準について以
下の項目の説明があった。なお、詳細は評価基準を参照のこと。
 - ア 団体の財務状況
 - イ 応募団体の管理実績

- (ア) 施設管理運営実績等
- (イ) ホームレス対策事業の実績

ウ 施設の管理運営

- (ア)施設設置目的の理解
- (イ)ホームレスのニーズの把握
- (ウ)サービス提供の公平性に対する理解
- (エ)職員の確保・配置計画
- (オ)職員の育成・研修計画
- (カ)個人情報の保護
- (キ)苦情受付体制
- (ク)危機管理体制
- (ケ)衛生管理の取り組み
- (コ)施設設置地域の理解と施設運営

エ 自立支援事業等の取り組み

- (ア)横浜市のホームレス自立支援に関する施策の方針の理解
- (イ)入所者の自立支援への取り組み
- (ウ)入所者に対する生活相談、助言等の支援の取組について
- (エ)関連機関（福祉、保健、医療機関）との連携

オ 事業の収支計画

(2) 評価について

採点は各項目合計で 130 点満点で採点していただくが、1 人 130 点満点、5 人で 650 点満点で採点してはどうかと考えている。また、評価は事業者から提出された事業計画書で評価して頂くが、書類ではわからない部分については、ヒアリングを行い補足していただき、最終的な評価をしていただくことを考えている。

(3) 質疑応答

ア 配点の比重についてだが、施設の管理運営が 50/130、ホームレス自立支援事業等の取り組みが 40/130 というのはどういったことからか。

→管理運営が 10 項目で 50 点、自立支援の取り組みが 4 項目で 40 点という点を指摘されたものと思うが、自立を支援していく施設なので、管理運営も重要だが、自立支援への取り組みを重視した配点とした。

配点の基準を変えた方が良いという委員の意見があれば、配点については修正する。

これに対し、委員から、配点はどうしても主観的になりがちで、管理運営を重視する人であれば、そちらを重視した配点になってしまう。全く同じ評価基準で各指定希

望団体を評価するのであれば問題ないのではという意見があり、修正をせず、事務局案のとおりとなった。

イ 審査を進めていくなかで、指定希望団体に対する選定委員からの意見や要望は横浜市として伝えてもらえるのだろうか。

→委員の意見は伝えることは構わない。協定を結ぶ際にも委員からの意見要望を伝えることは可能である。また、ヒアリングの中で委員から直接伝えていただいても構わない。

ウ 職員の配置計画について、有資格者とするなどの資格についての規定はあるのか。

→看護師については看護師の資格を持つ者となるが、その他の職員については資格についての規定はない。

(4) 決定

上記のとおり、事務局からの説明、質疑応答を経て、評価基準案は承認された。

5 今後のスケジュール

今後のスケジュールについて事務局から各委員に対して説明があった。

本日の選定委員会で公募要項及び評価基準が決定したので第1回の選定委員会で説明したとおり、9月20日から公募要項の配布を開始し、それにあわせてホームページの更新をし公募要項及び提出書類をダウンロードできるようにする。

10月24日から26日までの間に事業計画書等の提出を受ける。提出書類については第3回の選定委員会の前に各委員にお渡し、事前に目を通していただき、ヒアリングを踏まえた上で、採点をしていただくことを考えている。なお、第3回の選定委員会の日程については事務局で各委員の予定を調整し、お伝えする。